

第 19 回定例委員会会議録

- 委員長) 日程第 1 開会宣言
- 委員長) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (小石委員)
- 委員長) ここでお諮りいたします。第 22 号議案「平成 27 年度教育費当初予算案について」、第 23 号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、第 24 号議案「芦屋市教育委員会委員長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正する条例の制定について」、報告第 10 号「芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について」、これらは市議会に上程される議案の審議に係るものですので非公開で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、まず公開で第 25 号議案、第 26 号議案と報告第 11 号の審議を行った後に第 22 号議案、第 23 号議案、第 24 号議案、報告第 10 号と続けて非公開の審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、日程第 4 の審議に入ります。第 25 号議案「芦屋

市いじめ問題対策審議会への諮問について」を議題といたします。
提案説明を求めます。

学校教育課主幹) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) これはいつまでに提出するのですか。

学校教育課主幹) 期限につきましては、最終的には答申という形で挙げていただくことが諮問した内容であると思うのですが、毎回議題について協議をしていただく中で、報告をその都度整理していき、時期を見て諮問という形にさせていただこうと思っております。期間が2年で、委員さんとも相談しながら進めていきたいと考えておりますので、この場合の期限は切っておりません。

学校教育部長) 毎回会議を持つたびに、その中で議論された事柄を教育委員会にご報告させていただくことをもって答申に変えていくことも考えておりますのでご了承ください。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

<第25号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）>

委員長) 次に、第26号議案「芦屋市社会教育関係団体登録の承認について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

社会教育部長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) これがいいか悪いかという判断はなかなかできないのですが、例えばこの会費が主にどういう使われ方をしているのかという情報のようなものは何か手がかりにならないのですか。講師謝金ももちろんありますよね。

要するに何が問題かということ、市が応援する社会教育の団体について、営利団体かどうかということですよ。今聞いているといろいろ難しいことがあります。そういうことは何か少しプレッシャーをかけることはできませんか。500円と書いてあれば、これはどうしようもないと思いますが、4,000円になってくると、特に60人という人数を掛けたりするとどういうふうに使われるのかが若干気になりますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長) ご提出いただく書類の中には決算報告がございまして、収入明細と支出明細をつけていただいております。その中には、会費4,000円であれば4,000円掛ける会員数掛ける12か月とか、支出においては講師謝礼としてトータル幾らとか、会によってはもう少し詳しくその内訳も書いておられるところもありますし、ほかにどういうことに使っておられるかについてもご提出いただいております。

営利団体はもちろん認められません。社会教育関係登録団体になりますと、自分たちだけの楽しみではなく、広くスポーツや文化の振興を広げることにお力添えをいただける団体ということになっております。今懸念されている内容としては、自分たちだけの楽しみなのに社会教育関係団体になると使用料が安

くなるということで、それが一番の目的で登録する団体が多いのではないかということです。実質そのように見受けられる団体もあります。

小石委員) 判断が難しいですが、要するにクローズドされていないかどうか、オープンにされているかどうかですね。

委員長) 決算書等が虚偽ではないかなど、疑い出せばきりが無いわけです。抽象的な疑いをかけてはねるわけにはいきませんから、書類上整っていて、特にそれ以上の情報がない場合には、承認ということになると思います。

ただ一旦承認して登録いただいた団体でも、実はその後いろいろな情報があり、ここはこういうことをやっているらしいということがあれば、その段階で調査することになると思いますので、そこは分けて考えることかと思います。

このことについて、社会教育委員の会議で承認という決議をしたのですか。書類は整っているのに、あとは教育委員会で判断してくれという言い方が少し気になります。要は、きちんと社会教育委員会の会議で承認するのかしないのか、意思決定をしていただかなければならず、これは会議体の原則だと思います。

社会教育部長) 社会教育委員の会議の所掌事務は、決議をするところではなく意見を付す会議であるとなっております。

委員長) 会議体というのは合議体ではないのですか。合議体であれば合議体としての意思決定が必要ですよね。ですから、意見であっても、やはりそこで何かの決議ということになるのではないのですか。社会教育委員1人1人がそれぞれ意見を言って、そ

れがこちらに伝達されていないのではないですか。そこをきちんとしておいていただいたほうがいいと思います。要は多数決で決めて、一方で少数意見としてこういう意見が出ましたというのはいいと思いますし伝えていただいたらいいのですが、会議体のあり方としてどういう意思表示をするのかは、議事録もきちんと作り、決議をとり、それが多数になりました。ただ少数意見と反対意見はこういうものがありましたというのは書いていただいたらいいと思います。そこをきちんとしないと、食い違いが出てくるのではないのでしょうか。その点、運営を少し考えていただいたほうがいいのではないかというのが1つですね。

あと、登録のあり方について見直すのであれば、それはそれできちんと議論していただいたらいいと思います。募集をかけた後にやめるというわけにはいかないなので、そのあたりを踏まえて会議で議論していただくといいと思います。

それから、3年ごとということは、次は来年ですか。

社会教育部長) 27年度です。

委員長) 今年の8月末で、今の登録団体の登録が一度全部切れることになるのですね。300を超える団体がありますが、その段階で全団体に再申請をしていただき、それを全部検討することになりますか。そのときはまた大変ですね。

社会教育部長) 今回の社会教育委員の会議で要綱などの見直しというお話も出ましたが、実際にはそれで制限をかけるところが出てくる可能性もあるので、周知するには期間がかかりますから、普通はこの6月から募集をかけるのですが、6月は無理という形

になっており、その次の3年を目指した中での話し合いを進めるということで皆さんご意見が一致されておられましたので、当面このやり方が続くということです。

先ほど言われておられました社会教育委員の会議の権限のところについては、今1度確認をさせていただきます。

小石委員) 前にも聞いたかもしれませんが、登録したグループが場所取りなどでバッティングすることはありますか。1つのところに4グループも5グループも入って1グループだけが使っている状況なのか、たまに2つぐらいあるという感じなのか、どのような現状でしょうか。

社会教育部長) それぞれの施設で変わると思うのですが、活動は大体固定していますので、お互いが譲り合い、この曜日のこの時間帯はあるグループが使っているとなっておりますので、福祉センター、市民センター、体育館などは大体皆さんで譲り合い、すみ分けをされているように思います。それでもバッティングする場合は、市民センターも体育館もじゃんけんで決めることがございます。

小石委員) 原則として、だめだと制限するのではなく、条件が整っていただければ認めてあげるといった状況だと思います。しかし、先ほどもありましたように、どこかできちんとした審査をしなければいけないと思います。

社会教育部長) 6割が市民でないといけないという規定ですが、過去からずっと続いている営利ではない団体でも、高齢化が進んでいるといったこともあるのかもしれませんが、6割を維持しつつその活動を続けていくのがだんだん難しくなっているというご意

見も中にはございます。

小石委員) それも時代の中で少し見直していく必要がありますね。

委員長) 市民のための施設ですから、市内在住者で維持ができなくなってきたから緩和するというのは少し違うのかなと思います。それであれば、社会教育登録団体としてではなく、有償で利用していただくことが本筋ではないかと思います。

社会教育部長) そうですね。

小石委員) その辺の考え方もいろいろあるでしょうから、少し議論したほうがいいかもしれません。

浅井委員) 健康麻雀同好会の名称が「健康」となっているので、家に引きこもりがちの方に外に出るように呼びかけるということですが、社会教育に貢献という意味では、お話にあったように登録していただいたとして、その後の活動も注意深く見ていく必要があると思います。数人の方がごく内輪でなさるようであれば違うのではないかと思います。

社会教育部長) マージャンがどうかはわかりませんが、岩園で囲碁を子どもたちに教えていらっしゃって、小学校1年生、2年生が、高齢者の方と一緒に差しているのを見ると、やはりああいう貢献の仕方をしていただけると本当にありがたいと思います。マージャンは少し抵抗があるのかもしれないですね。

小石委員) 健康マージャンだからいいのではないですか。

社会教育部長) 高齢者の方を引き出していただくとか、認知症対策のためにもいいかもしれないので、そういうことでぜひ貢献していただきたいと思います。

委員長) 集会所でガラガラすると音がうるさいとか、そんなクレー

ムが出る可能性もあります。使うことができるのに集会所がそれを一度断ったとか、そういう問題もありますが、今の段階でこれが来たら、こちらとしては社会教育の目的はあるという判断をすることになると思います。15人いるからいいのではないですか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第26号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員 長) 続いて、日程第5の審議に入ります。報告第11号「南芦屋浜地区教育施設用地について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 意見交換会の中で避難場所としての要望はありませんでしたか。

管理課長) 防災拠点になるのかどうかというお声はありました。ただ、南側に逃げていくことに心理的に抵抗があるということで、あそこに小学校を建てるのが本当に望ましいかどうか、できるのであれば別の場所に建ててほしいという意見はありました。

浅井委員) それはもう無理ということでお答えされたのですか。

管理課長) 計画上は難しいということで答えました。

管 理 部 長) 南海トラフの地震の場合に想定される津波の高さが3.7メートルと発表されております。南芦屋浜自体が全て海拔5メートル以上になっておりますので、南芦屋浜そのものは南海トラフ地震でも恐らく大丈夫な場所です。

もちろん学校を建てると避難場所ということもありますが、3階以上の建物になると思いますので、学校に避難をして上の階に上がれば、海拔5メートルとプラス何メートルかになり、10メートル以上の高さに避難することができると思います。よほど大きな津波でない限りは大丈夫であろうということは説明をさせていただいております。ただ、最近予想外の災害が多いですので、それでも心配されるというか、海側に避難することそのものに抵抗を感じられているところです。

ただ、3.7メートルというのと、南海トラフの場合は津波が実際に来るのは2時間後ぐらいで想定されておりますので、予測される津波高等も含めて、時間があれば当然北側への避難もあると思います。時間がなければ、とりあえず学校に避難して上へ上がっていただき、時間があれば北の高いところに避難をするという対応が必要なのではないかと思います。

いずれにしましても学校については防災倉庫的なもの、それから避難できるスペース、そういったものは考える必要があるのではないかと考えております。

教 育 長) 今、管理部長が申し上げたとおりなのですが、1・17の際に片田先生のご講演がありました。片田先生は時間があるならば、宮川地区であってもどこであっても北に上がるべきだとおっしゃっていました。

教育委員会として考えられるのは、自然災害には津波があり、地震があり、台風があり、さまざまな災害があるのではないかと思います。今は3・11があった関係で津波ということが特にあります。やはりケース・バイ・ケースで対応せざるを得ないかと思います。しかし、考えられるのは、地震や台風の場合には、やはり災害の拠点として学校が有効になるだろうと思います。

ですから、津波を想定した場合には、時間的余裕があるならば、北に行ってください。あの街全体を考えると、どこに行っても高さ的にはほぼ一緒です。しかし、それがいつ起こるかわかりません。この時間かもしれない、夜かもしれない、子どもが遊びに行っているときかもしれません。しかし、何かあったときの逃げ場としての部分、また備蓄の部分としての活用は、津波だけを想定して要らないと早急には言えません。我々は阪神・淡路大震災での大きな地震を体験しましたから、そういうことを込めた形での有効活用は大事だと思っています。

浅井委員) 津波も怖いですが、それ以外のことも決して見過ごすことはできないので、今、公的な施設は潮芦屋交流センターぐらいですから、広い地域に防災の拠点が1つあるのは大きな安心につながると思います。

小石委員) 高い建物というよりも、梁がしっかりと岩盤に通っていることが大事なわけですね。液状化が起こると高さが危なくなりますから、がっしりした建物が近くになればいけないということだと思います。

管理部長) 学校を建設する場合については、杭打ちをかなりした上で建

てることになると思います。例えば、もともと撤去するような簡易な形でつくるのであれば、埋立地ですので下まで杭を打ち込んで建てるということになろうかと思います。

小石委員) そうしないと災害時の避難ための拠点にはなりにくいですよね。

管理部長) はい。

松本委員) P T A協議会の小学校委員会では山のほうから違う意見も出たと聞いたのですが、この意見交換会は全市にご案内して、ほかの地域から来られたということですか。

管理部長)ほかの地域からも、数は少ないですがお越しいただいております。地域の住民の皆さん方を中心ということで考えましたので、ご案内についてはシーサイド地区、南芦屋浜地区の小学校、幼稚園、保育所の方々に配布をいたしました。

陽光町を除く南芦屋浜地区につきましては、全戸配布してお知らせをさせていただき、P T A関係、コミスク関係につきましては、それぞれの代表の方にご案内をお送りさせていただいております。

他地域の方々に積極的なご案内はしておりませんが、P T Aやコミスクにつきましては、そういう形をとりました。自治会にも連絡をさせていただき、該当の地域には自治会の掲示板等にも掲示していただきました。

もちろんホームページにもアップしておりますし、検討委員会の報告書もアップをしております。

小石委員) 松本委員は、何か気になるご意見があったのですか。

松本委員) やはり税金を使って建てるものなので、全ての方にご意見

を伺うべきではないかということです。山のほうは山のほうで、それだけお金があるならこちらに使ってほしいなど、いろいろあったようです。

管 理 部 長) 財政面ではやはり多額なお金をかけてというのは幾つかご意見としてありましたが、そもそも南芦屋浜地区のまちづくりの当初の段階から計画世帯が3,000世帯、9,000人の人口ということで、そういうまちの中で小学校、幼稚園が必要だということで、当初から市から要望して確保してもらっていたといういきさつも当然ある中での教育施設用地でございます。もっと早くに建てる機会があればよかったです。いろいろな状況の中で、結局人口がなかなか増えなかったのが一番大きな理由ですが、建設するに至る時期を逸してしまったところもご説明させていただいた上で、やはり学校が地域のコミュニティの核になって、このまちの活性化につながっていくということです。

また、南芦屋浜地区はシーサイド地区と比べても広さはほぼ同じになります。シーサイドには2つの小学校と中学校と幼稚園がありますが、南芦屋浜にはないということです。やはりまちとしての形の中では必要であるという説明をさせていただいたところではあります。

浅 井 委 員) 2月2日に学校訪問で潮見小学校に行きました。その時点では説明会の前です。校長先生と一緒に体育館に入って、そこにいた6年生ぐらいの女子児童に、「君たち、どう、遠いか」ということを校長先生が聞いてくださいました。そうすると1人のお子さんは、やはり2キロは遠いから大変だよということ

でした。もう1人のお子さんは、いや、全然それぐらいは遠くない、平気で楽しく歩いている、どうしてそういうことを聞くのですかということで、すごくそれを不安に思っているのです。いろいろうわさとして聞こえてきている段階で、妹たちはどこに通うことになるのか、今の友達と離れ離れになるのか、そのようなことも細かく心配なのですね。400人が南芦屋浜から子どもたちで、かなり減ることはもうわかるわけです。その辺の不安がとても子どもたちに広がっているのだなと思いました。

そこから説明をしてくださっているので、この26日も朝の時間帯で、主に保護者に向けてということでしたが、子どもたちには保護者からおうちで話をしていただけるのだと思うのですが、やはり丁寧な説明が要るのではないかと思います。希望があれば、高学年であれば必ずしも転校しなくてもいいということもあります。説明はもう既にいろいろとしてくださっているので、だんだんご理解いただけると思うのですが、その辺はきめ細かな対応が要るだろうということは感じました。そのことを申し添えておきます。

管理部長) 特に昨日の場合は統廃合などそういったことも含めまして、不安に思っておられるのは非常に感じました。

しかしながら南芦屋浜への小学校建設に反対とおっしゃっておられるのではないと理解いたします。もちろん今後どういう形で移行していくかにつきましては、まだまだ具体的なものを持っていないというか、むしろいろいろなご意見をお聞かせいただく中でどうしていくのが一番いいのかを考えるべきではな

いかと思います。一度に移るのか徐々に移るのか、希望を聞いて移っていただくとか、その辺は丁寧な形で対応をしていく必要があると思っております。

統廃合につきましても教育委員会としてはできる限り存続させたいと申ししておりますが、いずれは統廃合になるのではないかとこのころがどうしても頭から離れないということだと思います。その辺は不安に思っておられる状況だったと思います。

小石委員) 我々が少人数のメリットをどのようにイメージするのか、そういったものをきちんと持たないと説明ができないですね。例えばこのような形でとにかくやってみるというイメージのようなもの、もちろん具体的になかなか言えないかもしれませんが、何かそういうものがあるということを示していかないと、単に不安が広がることになります。よく教育の適正規模みたいなものが言われることがありますので、そのようなことも我々としてはきちんと考える必要があるかと思えます。

学校教育部長) その点については、何点かの整理は必要だと思っております。1つは、浜風幼稚園で小規模になっているところはいけないということではなく、浜風幼稚園の場合は、認定こども園として次へ変わっていくことが大きな理由だったということです。

それから、小規模化であって小規模にはならないということの説明ですね。つまり、当面の10年スパンについては、2学級あるとなれば、学年2学級ですので1年生から6年生までが12学級から18学級の適正規模になります。そこはきちんと言っておかないと、小規模単学級があたかも一気に減ってしまうというイメージが強過ぎて、そこをおっしゃる

のですが、そうではないときちんと説明することが必要だと思います。

もう一つは、潮見小学校が分かれていった際には半数以上が抜けていくということで、子どもたちの環境が激変することについての対応について、先ほどより出ておりますところは十分配慮が必要であるということです。

もう一つは、その後の手続きも含めた考え方で、幾らその部分でしませんが、その先のことを示さないと心配だという話になりますので、問題を先送りにするのではなく、状況が確定する際には、ある程度そのときに一定の基準のようところは、現時点では当然考えながら引き継いでいくことをきちんと説明することも必要かと思えます。

管 理 部 長) 小規模校化することについては間違いなく、これも意見交換会で説明しましたが、文部科学省がつい先日、中教審の部会で統廃合の基準の手引きの案を示しておりました。9学級から11学級になったときには教育環境のあり方について検討する必要があり、7、8学級になってくるとさらに統廃合も視野に入れたあり方、6学級以下になれば速やかに統廃合を含めた検討をする必要があるとされております。

潮見小学校、浜風小学校が全学年単学級になるのは20年ぐらい先のお話で、逆に南芦屋浜の小学校のほうが10年ないし15年先にそうなるかもしれないということです。

いずれにしても統廃合を検討するに当たっては、地域住民、保護者との丁寧な対話が必要だということ、また、必ず合意形成が必要だということもあわせて示されております。全学年単

学級になれば統廃合について検討をする必要はありますが、それが必ずしも統廃合イコールではないと考えております。

手引きのほうでも、統廃合が困難である場合につきましても小規模校のメリットを最大限生かし、デメリットについては緩和策なり解消策を積極的に検討するべきだと書いてございますので、その辺のケアなり対応なりが必要であると思っております。

もちろん、小規模学級になりましたら、少人数であるがゆえの結束といいますか、同年齢のつながり、異年齢のつながりが密接になっていくことが言われておりますし、目が行き届きやすい面もあろうかと思っておりますので、その辺のメリットを生かして、そこを強く打ち出せるような体制がとれればと思っております。

いずれにしましても、今のところもう1回、2月26日に意見交換会を予定しております。

次回、20日の教育委員会には、昨日の分をもう少し丁寧にまとめさせていただいたものをできるだけ早く教育委員の皆様方にはお送りしたいと思っておりますので、そのあたりの意見なりにも目を通しておいていただきまして、最終決定に向けての議案という形で提案をさせていただいて、じっくり審議いただいた上で最終的な結論をお導きいただきたいと思っております。

委員長) 他に質疑はございませんか。

管理部長が言われましたように、この件は何回かある程度慎重に議論したほうが良いと思います。2月20日は、審議事項として上げるか報告事項として上げるかは別にしても、協議を

していく必要があると思います。

本件についてはこのように報告があったということで確認をさせていただくということで、特にご異議はございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第11号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長） それでは、ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席をお願いいたします。

〈非公開会議〉

委員長） それでは、第22号議案「平成27年度教育費当初予算案について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

学校教育部長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

学校教育課主幹） 〈議案資料に基づき概略説明〉

生涯学習課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

スポーツ推進課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

市民センター長・公民館長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

青少年育成課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

図書館長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松本委員） この資料ですが、継続と書いてあったり統一されていないところが見にくいというか、どこがどう変わったのかわかりにくいです。できましたら書式を統一していただけたら理解しやすいなと思います。

委員長） そこは私も同意見でございます。よろしく申し上げます。

教 育 長) 補足をしていただきたいのですが、松浜公園庭球場の予算はどこに入っていますか。

スポーツ推進課長) 松浜はないですね。

教 育 長) それから図書が増えていますが、古くなった本の廃棄等は、市民に差し上げるなど、そういうことはしていますか。

図 書 館 長) 図書館についてはしております。リサイクルコーナーを設けておりまして、状態がきれいなものについては市民の方にもお持ち帰りいただけるコーナーをつくっております。

教 育 長) 持ち帰りは結構ありますか。

図 書 館 長) そうですね。特に雑誌は人気があります。

教 育 長) 今回、全体で7億8,970万円増えていますが、根本的に打出浜の工事がほぼ終わったとはいえ、体育館・青少年センターの工事分と岩園の増築分のほうが大きいので、市の歳出が全体の12.3%になったのですか。

管 理 課 長) そうです。昨年度に比べて17.3%増えております。

教 育 長) この予算で教育委員会として何か新しく取り組むもの、従来から引き継ぐものとしては、やはり中学校給食実施のための予算が1つ、それから従来からある図書の充実、そしてICTに係る支援員等を従来よりもつけているということです。

浅 井 委 員) 7ページの(仮称)あしやキッズスクエア、放課後児童体験事業で予算がかなり大きくついているのですが、進捗状況はどうでしょうか。4月から始まるということで不安視する声が聞こえてきておりお聞かせいただきたいのです。例えばマネジャーとプログラムを立てる人、それから安全管理をする人員等、まだはっきり決まっているわけではないということで、山手の

場合はコミスクが名乗りを上げてやっていこうかということを知ったのですが、その中でも4月からは厳しいのではないかと聞いてきたのですが、いかがでしょうか。

青少年育成課長)

今のところの予定といたしましては、4月からではなく5月の連休明けぐらいからと考えております。今、それぞれ各学校の担当者の皆さんと協議しているところでございます。

山手小学校は、山手コミスクの方にご協力いただきまして、地元で積極的に取り組んでいただいているという状況です。

精道小学校と潮見小学校、特に精道小学校は、場所の問題でいろいろと難しい点もあり、今日も校庭開放の管理人さんの方々ともお話ししたのですが、スタッフの体制については少しずつ形になってきているということです。スタッフは、毎日安全管理の方を配置していくことがまず大事だと考えておりますので、その点につきましてはシルバーへの委託も含めて考えているところでございます。これまでの校庭管理人さんが来年度どういう形で協力していただけるのかを中心に現在詰めております。

潮見小学校も安全管理はシルバーさんという方向で今進みつつありまして、場所もほぼ今確定できております。スタッフについては、今後コミスクさんなどと協議していくという状況になっております。

各学校それぞれの進捗状況がございまして、全体的に進みつつあると思っております。学校によりましては、場合によっては5月に開始できないところもあるかもしれませんが、これまでの校庭開放の事業の機能については、5月の連休明けから確

実に実施していきたいと思っております。

プログラムについては、最初は完全な形では実施できないかもしれませんが、徐々に充実させていく形もあるかもしれませんので、その辺は柔軟に、できるだけ早く実施できるような形で進めていきたいと考えているところでございます。

浅井委員) 段階を踏んでやっていただくほうがいいのではないかと思います。年に2日間、朗読教室をさせてもらうのですが、そのときでも十数人がかりで準備をして行います。その中で一番心配なのは安全の確保で、学年によってそこの教室に来るまでの時間差がありますので、待機場所も必要になってくるとか、帰りのときにも保護者にどのような形で引き渡すのかとか、いろいろな問題があります。それが毎日となると大変だと思います。夏休みは8時半から5時となると、それだけ見られる人が確保できるのかという部分など、不安な要素はたくさんあると思っております。マネジャーの責任が大変重くなると感じていますので、ぜひ段階を踏んで、例えば夏休み、1週間ぐらいで試しにやってみるといったことからしていってもいいのではないかと思います。

コミスクも4月にメンバーが大きく交代し、そこから始めなければならぬということですので、なかなか難しいと思います。講師といってもその人選を本当に吟味していただきたいです。ただ、連れてこられる人がどのような方か、本当に信頼できる人かということも大変難しくなってくるということは聞いておりますので、その辺は注意深く進めていただきたいと思えます。

青少年育成課長) 事業の性格として、P T Aの方からはいろいろなご期待についての温度差もあるかと思えます。今、説明させていただいておりますのは、そもそも留守家庭児童会事業につきましては保育事業の延長の預かり事業となりますので、子どもたちの管理の程度としては非常に高いレベルが求められると考えております。

一方こちらの事業につきましては教室型の事業ということですが、本来、居場所を提供する事業になります。居場所を提供するというのは、言い方はいろいろあるかとは思いますが、基本は保護者の責任で遊んでいただくなり体験していただくなりという事業になります。それを学校の中でやりますので、公園などで遊ぶのと比べて、もちろん安心・安全な居場所として提供していくという形です。それプラスその中でプログラムを提供しますので、そこの中ではある程度管理のレベルが上がることにはなると思えます。

全体としてそういう機能の事業になりますので、留守家庭児童会の事業に比べますと管理の程度はそれなりに落ちてくることになるかと思えます。

関東でこの事業をやっておられるところはその辺のことをQアンドAで、広報も周知も含めてずっとされておりますので、芦屋市も芦屋市バージョンの各学校のQアンドAを作成して、関係者の皆様にも配布しておりますが、そういうことも含めて丁寧に説明しながらやっていきたいと思っております。

松本委員) 学童保育を6年生までしなくてはならなくなり、場所がないからこの事業をするというお話だったと思うのですが、同じ

ような管理レベルでなくてもいいのですか。居場所の提供とはまた違うものなのかなと思います。

それと、マネジャーと安全管理人とプログラムを実施する人は、それぞれに時給が発生するのですね。それはみんな一緒ですか。

青少年育成課長) マネジャーと安全管理の担当の方とプログラムをしていただく方の報償はそれぞれ別になっています。マネジャーがもちろん一番高くなっておりますし、プログラムを実施していただく方が真ん中で、安全管理の方が一番低くなっております。それについては責任に応じてといいますか、業務の内容によって定めさせていただいております。先ほども申し上げましたが、毎日配置するとなりますとシフト体制などいろいろありますので、それなりの人数を確保する必要があると考えておりますので、そういう仕組みづくりを今、やっていっているということでございます。

社会教育部長) 留守家庭学級はもともと児童福祉法で保育事業となりますので、それと居場所づくりは根拠法が全然違いますので、それにかわる事業ではなく、補完的な事業ということです。学年の引き上げは今のところできる見込みは立っておらず、4年生以上の方でしたら逆に自由度を求められるということもありますので、毎日1つの学級でみんな同じ行動をとるというのではなく、いろいろ習い事などに行かれることも多いでしょうし、ほかのクラス以外の方と遊びたいということもあるようで、もう少し自由度の高い横のつながり、縦のつながり、もっと幅広いものも持っていただけるだろうということで、それを必要とさ

れる方たちのためというように考えております。国もモデルとして示しておりますから、それを採用しようとしたわけです。その方たちだけではなく、全児童の方も対象に居場所づくりとして今の校庭開放事業をさらに拡大することができればということで今回の事業の形になったということでございます。ですから、留守家庭学級の全くかわりということではございません。

松本委員) 　　では、6年生まで学童保育をしなくてはいけないというのは、できればすればいいということなのですか。

社会教育部長) 　留守家庭学級自身が多分と任意です。ただ、それは法律が変わっていますから、芦屋市もそれについては目指していきます。経過として、計画書の中では5年間となっていますから、これ以上学校敷地の中で留守家庭学級を、例えば部屋を増やしたり整備をするのが非常に難しい状況になってきておりますので、例えば4年生以上の人数だけはどうしたらいいではなく、部屋自体も、賛否両論あるかもしれませんが、やり方自体も問われることとなります。例えば、6年生までですと、1年生と6年生を一緒にしていいのかということもありますし、そういうことを含めるとその施設の整備や人員の配置がさらに求められることもあります。

さらに政府は生産年齢人口が減少する中で、今後、働く婦人の増加を目指しており、比例して就学後の子どもたちの人数が増えてくる可能性は十分ありますので、そこでそういう事業、片方で違う居場所づくりができるのであれば、4年生以上には今比較する事業がないので留守家庭になります。この事業で、十分いいというご家庭がもしあるならば、固定的に部屋を持つ

のではなく、放課後の空き教室などを時間でお借りしますから、施設を整備することではないので、そういう形で居場所を提供することがもしできればと思います。

さらに今、校庭開放は夏休みもできていませんので、それは夏休みもするということで、さらにその居場所が充実します。そういったところで、足りないかもしれませんが、留守家庭の分を少しでも補完できて、今居場所がない方に過ごしていただける場所を提供することで留守家庭でさらに整備するところを少しでもスリムにできれば、今の形の中でも維持していけるのではないかという両方を狙った事業になっているわけです。

浅井委員) 必要なことだと思います。ぜひこれを進めていただきたいのですが、足固めをしてから進めていただきたいなと思っております。

松本委員) 対象は4年生から6年生ですか。

社会教育部長) いえ、1年生から来ていただけます。

浅井委員) 大体何人ぐらい希望されているのですか。

社会教育部長) まだ人数把握はできていません。校庭開放だけであれば何人来ていただいても構わないのですが、教室型の特別な事業をやるときは、ある程度人数の申し込みを受ける必要が出てくるのではないかと思います。

教育長) ここで1つ大きな考え方があります。児童福祉法における留守家庭学級のことです。今までは1年生から3年生までが対象でした。これは絶対しなければならないものではないのですが、芦屋市としては、待機児童を出さない、これはどの学校におきましても第一条件です。それで実施することを原則にして

おります。

今度、児童福祉法が6年生まで延びました。芦屋市は頑張っ
て1年生から3年生までしてきたのだから、少しでもスペース
がある、余裕があるところがあればすればいいではないか、で
きるところからしたらどうですかという提案も議会等でありま
す。

芦屋市教育委員会はどういうふうに判断しているかという
と、1年生から3年生は堅持をしましょう。まず1年生から3年生
は完璧にしましょうというものです。

4年生から6年生に対しては、児童福祉法における留守家庭
のところは手だては打っているのですかという、打っており
ません。

芦屋の子たちの多くが塾へ行く現状の中で、1年生から6年
生をどのように一緒に入れていくのかという問題があります。
ではその子たちの居場所をどう確保すればいいのかということ
で、新しいことをするという事です。それを3年間やってみ
て、その中で3年生ぐらいの子が、僕はそっちに行ったほうが
いいとかいう判断をする中で、4年生から6年生の子が本来の
今のスペースの中に入れるのであればもう1回見直してみまし
ょうということです。しかし、法の趣旨というのは1年生から
6年生まで、児童福祉において留守家庭のものを進めていくの
が望ましいということがありますので、我々も法の趣旨の中で
何ができるかという、今は補完という形です。将来的な展望
で言えば、3年やってみた中でいつまでもしませんというこ
とはできないと思います。ですから、様子を見ながらの中ででき

るところ、どこか落としどころを持っていかなければならないという考えでございます。

社会教育部長) この5年間で子ども子育ての計画をつくっておりますので、5年間の中では最終5年目には6年生まで拡大することも当然目指していきたいのですが、この3年間に今やろうとしている事業を全校8校で実施して、まず定着をさせ、そこで本来2学級あれば、例えば高学年も受け入れるのかという検証もしながら今の整備の状況の中で行います。学校の敷地内といいますと、普通、学校教育が主体ですので、それに荷重をかけないようなことでの運営を目指していますから、一旦はそこを安定させた中で実施していこうと、見直しを3年後には考えていくことにしております。

小石委員) 前から気になっていたのですが、この放課後子ども教室型を使ったときの施設責任者というのは誰ですか。校長先生ですか。

青少年育成課長) 事業としては社会教育部で責任を持ちますが、ただ学校という施設の責任者という意味では校長先生になろうかと思えます。その辺、非常に難しい部分があるのは承知しております。国も専門部会の中でいろいろ整理をされているとお聞きしておりますので、そこで一定の考えが示されましたら、それに従うことになると思います。

小石委員) それから、救急体制はどうなるのですか。学校の場合ですと保健室などいろいろあるわけですが、救急体制はどうなるのですか。

青少年育成課長) 軽いけがは常駐しているこの事業のスタッフで見させてい

ただのことになります、重いけがのときには保健の先生に協力を仰ぐことになるかもしれません。国の言い方としては、そういうところは社会資本として有効に活用しなさいという言い方をしておりますが、同じ学校の生徒ですので、保健の先生も拒否されることはないだろうとは思っております。その辺が変にならないように、十分協力依頼という形で進めていきたいと思っております。

社会教育部長) それ以上になると、タクシーでも救急車でも病院に連れてかないといけないと思います。

小石委員) このクラブ型の子と教室型の子が交わる可能性はあるのですか。

青少年育成課長) 平成19年に一旦放課後子どもプランという形で国が推進しかけたのですが、全国的にあまりうまくいきませんでした。産業競争力会議が発端なのですが、平成26年5月に国が再度この事業を強力にやりなさいという形で言い出しまして、放課後子ども総合プランという形で一体的な運営について推進しなさいと言っております。本市もそういうところを目指していきたいと思っておりますが、今現在におきましては、とにかく両事業をまず安定させた上で並行して走らせるというところを持っていった上で、その後に運営の一体化を目指していきたいと思っております。

小石委員) プログラムの中身は余り受動的なものではなく、子どもの自発的ないろいろな活動をどんどん伸ばしてあげるようなものにしていただきたいと思っております。

学校教育部長) <議案資料に基づき補足説明>

浅井委員) 8ページの市民センターの指定管理の選定委員会は、新規ですか。継続ですか。

社会教育部長) 指定管理をしていくことについて、本来は平成27年度からということで、若干おぐれていますが、行政改革で計上されておりますので、それに基づいて今年度おぐれた年数の部分として予算がついているものでございます。

浅井委員) 選定委員会が始まるということですか。

社会教育部長) 今日公民館運営審議会があつたのですが、その公民館運営審議会で、公民館のソフト事業の部分については委託を24年から始めており、その検証ができておりませんでしたから、その検証をとりあえずこの2年間でやることになっておりました。今日は違う形でいろいろご意見が出ておりますので、それを整理して、またご報告をさせていただきたいと考えております。

浅井委員) 管理も大切でありますし、利用者が気持ちよく使えることを目指して、舞台の演出関係や設備についての知識などいろいろと難しいと思うのですが、よろしく願います。

社会教育部長) 導入につきまして、実は全否定されました。また教育委員会に私たちの意見を提出していただきたいというご意見もありますので、また改めた機会でご提案させていただきます。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第 2 2 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、第 2 3 号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

法律の改正に伴って行うということですので、特にご質問等はないということによろしいですね。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第 2 3 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 続いて、第 2 4 号議案「芦屋市教育委員会委員長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これも同じく法律の改正に伴うものということですね。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第24号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長） 次に、報告第10号「芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

教育委員会の権限の範囲外の報告ということですが、このように決まったということで、国の基準からすると相当、幼稚園の保育料が芦屋市は緩和されているということですね。

管理課長） 浜風幼稚園のときに公私間の保育料の格差をなるべく解消するようにと教育委員会でもご指示がございましたので、それに基づいて、幼稚園部につきましては公私間全く同一額という形になっております。

松本委員） 資料がついているので何か関係あるかと思ったのですが、26ページの延長保育事業の図の意味がわかりません。

管理課長） これは保育所の部分になりますので、説明を割愛させていただきました。保育所の延長保育についての図です。今回、保育所の保育料と幼稚園の保育料とを一本化しましたので、保育所の規定に係る部分も少しございます。

松本委員） この図を見ても違いがよくわからず、この斜線部分は利用できないということなのか、この図はどう読み取ったらいいのですか。

管理部長） 保育短時間と保育標準時間ということで、標準時間は7時

から18時までの11時間という規定になるのですが、それとは別に、親の就労の時間にもよりますが、8時間の短時間というのも設定されておりまして、標準の保育料から1.7%減される形になります。

その場合の延長保育の考え方についてですが、短時間の場合は8時半から16時半までになりまして、それを越えた部分は延長保育になり、7時から18時までの間の延長保育分は延長保育の料金を取りますが、その最大上限は保育標準時間の保育料のところまでということになります。そういう説明です。

保育標準時間の方々の延長保育は、7時から18時までの時間を超えるもの、これが標準時間の方の延長保育になります。もちろん朝早くにはなりませんので、後ろの時間、18時以降が延長保育です。この場合は短時間の方も標準時間の方もどちらも延長保育の保育料として金額をいただく形になります。

松本委員) この「最大で利用可能な枠」というのは、これは普通の保育として最大という意味ですか。

管理部長) 標準時間の方は朝7時から18時まで、これは標準的な保育時間として利用可能です。

社会教育部長) その後ろに延びている延長保育というのが現在保育所で実施している延長保育で、19時まで認可保育所でお預かりしております。

管理部長) 例えば24ページにあります右側の改正案ですが、11時間、標準時間保育のお子さんの場合の保育料の設定です。その下に、アスタリスクの2番がありますが、保育短時間の場合はこれから1.7%減じられます。8時間までのお子さんは1.

7%減の保育料になり、それを超えるときには延長保育になりますが、7時から18時までの間はここの上側の金額、ここま
でがいっぱいということです。

松本委員) わかりました。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

〈非公開審議 終了〉

委員長) 日程第6 閉会宣言